

国立大学法人岩手大学安全衛生委員会規則

平成 16 年 4 月 1 日 制 定
令和 2 年 3 月 25 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人岩手大学における全学委員会に関する規則第 2 条及び国立大学法人岩手大学職員安全衛生管理規則第 11 条の規定に基づき、事業場上田キャンパスに置かれる国立大学法人岩手大学安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 職員の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 四 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- 五 前 4 号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止、健康の保持増進及び危険の防止に関する重要事項に関すること。

2 委員会は、前項各号に掲げる事項について調査審議したときは、学長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 総括安全衛生管理者
- 二 産業医
- 三 衛生管理者のうちから産業医が指名した者 1 名
- 四 学務部長、研究・地域連携部長、法人運営部長及び法人運営部次長
- 五 各事務長
- 六 衛生又は安全に関し経験を有する者のうちから学長が指名した者 10 名

2 学長は、前項第 6 号の委員については、職員の過半数で組織する職員組合があるときにはその職員組合、職員の過半数で組織する職員組合がないときには職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名する。

(任期)

第 4 条 前条第 1 項第 3 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(開催)

第8条 委員会は、毎月1回の定例のほか、必要に応じて開催する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

2 議事の概要は、委員会の開催の都度、遅滞なく労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第23条第3項各号に規定する方法により職員に周知する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年6月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。